様式第３号（第２条、第４条、第７条、第１３条関係）（裏面）

備考

1　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字･イメージ読取装置（ＯＣＩＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。

3　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

4　二人以上の選任報告を行う場合に「総ページ」の欄は、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄は総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。

なお、２枚目以降は、「事業場の名称」､「事業の種類」､「事業場の所在地」、「電話番号」、「労働者数」、「坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第１８条各号に掲げる業務）に従事する労働者数」、「坑内労働又は労働基準法施行規則第１８条第１号、第３号から第５号まで若しくは第９号に掲げる業務に従事する労働者数」及び「産業医の場合は、労働安全衛生規則第１３条第１項第２号に掲げる業務に従事する労働者数」の欄は、記入を要しないこと。

5　「事業の種類」の欄は、総括安全衛生管理者の場合は労働安全衛生法施行令第２条各号に掲げる業種を、安全管理者の場合は同条第１号又は第２号に掲げる業種を、衛生管理者又は産業医の場合は日本標準産業分類の中分類により記入すること。

6　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号をそれぞれ「－」（ダッシュ）で区切り記入すること。

7　「安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務」の欄は、安全管理者又は衛生管理者ごとに職務区分が分かれている場合はその分担を記入すること。

8　「総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要」の欄は、総括安全衛生管理者又は安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。

9　「産業医の場合は医籍番号等」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当コードを記入すること。

10　「参考事項」の欄は、次のとおりとすること。

(1) 初めて総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任した場合は「新規選任」と記入すること。

(2) 安全管理者選任報告にあつては、労働安全衛生規則第４条第１項第３号に規定する事業場である場合は「指定事業場」と記入すること。

(3) 産業医選任報告にあつては、産業医の専門科名及び開業している場合はその旨を記入すること。

11　安全管理者選任報告の場合（労働安全衛生規則第５条第２号に掲げる者を選任した場合を除く。）は、同条第１号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成１８年１０月１日において安全管理者としての経験年数が２年以上であることを証する書面（又は写し）を、衛生管理者選任報告の場合は、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（又は写し）を、産業医選任報告の場合は、医師免許証の写し及び別表コード１から７までのいずれかに該当することを証明する書面（又は写し）を、添付すること。

12　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

種　別	コード	種　別	コード
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
		労働安全衛生規則第１４条第２項第５号に規定する者	5
産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの	2	平成８年１０月１日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	6
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	3	上のいずれにも該当しないが、平成１０年９月３０日において産業医としての経験年数が３年以上である者	7